（提出書類の通数等）

第三十五条　第一条の五又は第八条第一項の規定による申請書、第十条第一項から第四項まで又は第十条の二第一項の規定により提出する書面、第十条の三の規定による届出書、第十一条第三項の規定による届出書、第十六条第一項又は令第五条の規定による申請書、第二十条又は第二十一条の規定による届出書、第二十四条第一項又は第二十五条第一項の規定による報告書、第二十八条第一項の規定による届出書、第三十条第一項の規定による報告書及び第三十一条の規定による届出書は、正副各一通を提出しなければならない。

２・３　（略）

別表（第一条の三関係）

一　次に掲げる肥料（第一条の三第一項に規定する肥料にあつては、へ及びトを除く。）のいずれかを原料の一つとして配合したもの

イ～ホ　（略）

へ　第一条の二第一号及び第二号に掲げる普通肥料

ト　（略）

二　次の表の各項の上欄に掲げる肥料の区分に応じ、それぞれ当該各項の下欄各号に掲げる肥料のいずれかを原料として配合したもの（配合若しくは混入又は加工に伴い化学的変化により品質が低下するおそれがないものとして農林水産大臣が定める要件を満たすものを除く。）

一　石灰質肥料（農林水産大臣が指定するものを除く。）又はけい酸質肥料（シリカゲル肥料を除く。）に属する普通肥料	一　当該肥料の属する種別と異なる種別に属する普通肥料（アルカリ分を保証するもの（混合りん酸肥料を除く。以下この表において同じ。）又は苦土質肥料に属するもの（水溶性苦土を保証するものを除く。以下この表において同じ。）若しくは副産肥料（専ら苦土含有物を原料として使用したものであつて、く溶性苦土又は可溶性苦土を保証し、アルカリ分を保証しないものに限る。以下この表において同じ。）を除く。第二項において「石灰質肥料等と異なる種別の普通肥料」という。） 二　第一条の二第三号に掲げる普通肥料 三　（略）
二　石灰質肥料等と異なる種別の普通肥料	特殊肥料（農林水産大臣が指定する特殊肥料に限る。）

備考

第一条の三第一項に規定する肥料にあつては、この表の第一項上欄に掲げる肥料と同項下欄第一号に掲げる肥料を原料として配合した肥料に限る。

三　配合若しくは混入又は加工に当たつて肥料の品質を低下させるような異物を混入したもの（第一条の三第三項に規定する肥料にあつては、第一条の四に規定する土壌改良資材を除く。）

四　配合若しくは混入又は加工に当たつて第四条第四号に規定する材料（農林水産大臣が指定するものを除く。）を使用したもの

（提出書類の通数等）

第三十五条　第一条の四又は第八条第一項の規定による申請書、第十条第一項から第四項まで又は第十条の二第一項の規定により提出する書面、第十条の三の規定による届出書、第十一条第三項の規定による届出書、第十六条第一項又は令第三条の規定による申請書、第二十条又は第二十一条の規定による届出書、第二十四条第一項又は第二十五条第一項の規定による報告書、第二十八条第一項の規定による届出書、第三十条第一項の規定による報告書及び第三十一条の規定による届出書は、正副各一通を提出しなければならない。

２・３　（略）

別表（第一条の二関係）

一　次に掲げる肥料（第一条の二第一項に規定する肥料にあつては、へ及びトを除く。）のいずれかを原料の一つとして配合したもの

イ～ホ　（略）

へ　第一条第一号から第七号までに掲げる普通肥料

ト　（略）

二　次の表の各項の上欄に掲げる肥料の区分に応じ、それぞれ当該各項の下欄各号に掲げる肥料のいずれかを原料として配合したもの（配合若しくは混入又は加工に伴い化学的変化により品質が低下するおそれがないものとして農林水産大臣が定める要件を満たすものを除く。）

一　石灰質肥料（農林水産大臣が指定するものを除く。）又はけい酸質肥料（シリカゲル肥料を除く。）に属する普通肥料	一　当該肥料の属する種別と異なる種別に属する普通肥料（アルカリ分を保証するもの（混合りん酸肥料を除く。以下この表において同じ。）又は苦土肥料に属するもの（水溶性苦土を保証するものを除く。以下この表において同じ。）を除く。第二項において「石灰質肥料等と異なる種別の普通肥料」という。） 二　第一条第八号に掲げる普通肥料 三　（略）
二　石灰質肥料等と異なる種別の普通肥料	特殊肥料（農林水産大臣が指定する特殊肥料に限る。）

備考

第一条の二第一項に規定する肥料にあつては、この表の第一項上欄に掲げる肥料と同項下欄第一号に掲げる肥料を原料として配合した肥料に限る。

三　配合若しくは混入又は加工に当たつて肥料の品質を低下させるような異物を混入したもの（第一条の二第三項に規定する肥料にあつては、第一条の三に規定する土壌改良資材を除く。）

四　配合若しくは混入又は加工に当たつて第四条第三号に規定する材料（農林水産大臣が指定するものを除く。）を使用したもの